

外国人が精神科医療を必要としていると思われる場合の医療機関の探し方

日本の制度、文化、言語を十分に理解していない外国人が、精神科医療を必要とすると思われる場合は、地域の精神保健福祉センターから、その人を支援するのに最適な精神科医療機関の情報を得ることができる。

(注) 日本精神神経学会のホームページには、標準的な精神科医療を提供できる専門医と、専門医を指導する指導医のリストが掲載されている。

(<https://www.jspn.or.jp/modules/senmoni/>)

このリストは日本語で、一般的な地区とそこで開業している医師の名前のみが記載されている。ただし、日本語のできる支援員等が精神保健福祉センター職員に当該地区の医師名を伝えれば、要援護者の近隣の医師を紹介することも可能である。

また、日本政府観光局では、外国語で資料を提供している医療機関の情報を提供している。この情報はあくまで一般的なもののため、受診を希望する場合は事前に各医療機関に問い合わせの上、治療が可能かどうかを確認すること。

https://www.jnto.go.jp/emergency/eng/mi_guide.html

精神科医は通常外国語が堪能ではないため、診察の際には通訳が必要になることが多い。日本語と外国語に堪能であることに加え、医療情報の守秘義務を守れること、年齢に達していることなどが求められる。医療通訳については、全国医療通訳者協会が各地の医療通訳派遣機関（自治体、国際交流協会、NPO など）のリストを提供している。

<https://national-association-mi.jimdofree.com/>

または、要援助者の居住地の国際交流協会に問い合わせ、該当地域で利用できる医療通訳やその他の通訳サービスに関する情報を入手する。

外国人が精神科施設を訪問する際に提供すべき有用な情報

日本の制度、文化、言語を十分に理解していない外国人が精神科医療機関を受診する場合、以下の情報を施設側に提供することで、最も適切な精神科医療を受けることができる。

1. 生年月日
2. 性別
3. 国籍
4. 言語
5. 宗教上の特別なニーズ
6. 住所
7. 患者または支援者が治療費を支払うことができるか
8. 患者は日本での治療費をカバーできる日本の健康保険または旅行者保険に加入しているか
9. 日本語を話す人（通訳を含む）が同行できるか
10. 外国語を話す精神科医の都合に合わせた面会は可能か
11. 現在の症状
12. 現在抱えている問題の既往歴
13. カウンセリングや治療を受けたことがあるか

目的

日本の制度・文化・言語を十分に理解できない外国人のメンタルヘルス・精神科医療を円滑に支援するためには、関係機関の連携が重要である。本書は、関係機関相互の連携を深め、具体的な事例が発生した際の支援を円滑に行うことを目的とする。

私たちの活動

「外国人」とは、日本以外の国籍を有し、日本の制度、文化、言語を十分に理解していない人を指す。

関連団体

本書では、主な関係機関として以下を想定している：

- ・精神保健福祉センター
- ・在日外国大使館・領事館
- ・精神科医（日本精神神経学会専門医）
- ・国際交流協会
- ・移民センター

本書の配布先

この文書は、上記の関係団体に配布される。日本の各地域には、外国人に対するメンタルヘルス支援活動を行っている団体があるが、それらを網羅的に把握することは困難である。そのため、各地域の精神保健福祉センターや国際交流協会に、この文書をこれらの支援団体と共有するよう依頼する。

外国人が精神科医を必要とする段階になる前に受けられる支援

各地域で外国人のメンタルヘルス支援活動を行っている団体があると思われるので、各地域の精神保健福祉センターや国際交流協会が資料を共有する際には、地域ごとの情報を追加していただきたい。

現在、精神科医療が必要な段階に至っていない外国人への支援として、TELLの英語による無料匿名電話相談が全国で利用できる。

(03-5774-0992、<https://telljp.com/lifeline/>)

免責事項

本パンフレットに掲載されている情報は、筆者（日本精神神経学会国際委員会 秋山剛）が可能な限り確認したものです。しかし、時間の経過とともに情報が変化する可能性があり、また、在日外国人が治療を受ける場合、医療機関や大使館によってさまざまな事情が生じる可能性があります。従って、本資料は、明示的にも黙示的にも、発生しうる状況についていかなる保証もするものではありません。本資料の解釈および使用に関する責任は、すべて利用者にあります。日本精神神経学会および在日英国大使館は、本資料の使用により生じたいかなる損害についても責任を負いません。

外国人のための
精神科医療：
関係機関の
協力の促進

著者：日本精神神経学会
国際委員会 秋山 剛
協力：駐日英国大使館

精神科医に役立つ支援例

- 日本の精神科医が当該外国語を話せない場合、通訳を提供する（または通訳派遣を依頼する、または外部の通訳サービスを紹介する）注：通訳を派遣しない国もある。
- 患者を訪問する・家族に患者の状況を説明する。家族が日本にいない場合は、母国の家族に連絡する。
- 入院費・治療費の支払能力を聞き、精神科医療機関に伝える。

患者が帰国する際の調整

大使館・領事館スタッフ

本国の外務省等を通じて医師や薬剤師の協力を要請できる場合は、帰国時に備えて、日本で使用されている医薬品が本国でも入手可能かどうかの情報を確認する。

患者の母国の家族が迎えに来る場合は、手配をする。航空会社に連絡し、精神科医が提出する必要がある書類を確認し、その書類を精神科医療施設に送ってもらう（可能であれば、航空会社に連絡するよう家族に依頼する）。（注：どの程度の支援が受けられるかは国によって異なるため、該当する大使館や領事館に確認すること）。

精神科医

精神科医が、患者の帰国時に薬が入手可能であることを確認できれば、処方箋はそれに応じて調整されるべきである。航空会社から送付された用紙に記入する。診療情報提供書に記入する。

旅行者保険やその他の保険で医療付き添い費用を支払うことができる場合は、医療付き添いを行うことができる。この場合、同行する医療付き添い者にその旨を伝える。

参考文献および情報

大使館・領事館情報

https://www.mofa.go.jp/about/emb_cons/protocol/a-h.html

東京イングリッシュ・ライフ・ライン(TELL) 英語による無料・匿名電話相談サービス
03-5774-0992,
<https://telljp.com/lifeline/>

日本精神神経学会 専門医・指導医リスト
<https://www.jspn.or.jp/modules/senmoni/>

日本政府観光局
https://www.jnto.go.jp/emergency/eng/mi_guide.html

全国医療通訳者協会ホームページ

<https://national-association-mi.jimdofree.com/>

英語、タガログ語、オランダ語、ポルトガル語、イタリア語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、台湾語による精神科問診票
<https://www.jstp.net/ForeignJapan.htm>

説明文書や同意書の翻訳版、入院の流れに関する外国語資料（厚生労働省）

航空会社の書式例（資料完成後、配布前にQRコードを添付）
<https://www.qrcode-monkey.com/>

精神科入院治療に関する大使館および領事館との調整

外国人が精神科医療を必要とする場合、通訳などの支援を行うことは精神科医の責任ではない。また、そのような支援を行う日本の公的機関もない。したがって、外国人が日本の精神科医療施設で入院治療を受ける場合、日本の精神科医が医療を提供するためには、患者の母国の大使館や領事館、家族、友人などの支援者から、以下のような協力を得る必要がある。大使館や領事館を含め、いかなるところからもそのような協力や支援が得られない場合、日本の精神科医は「治療に必要な意思疎通ができない」という理由で治療を行うことができない可能性がある。

国によって自国民に対する援助の範囲に違いがあるため、外国籍患者の治療開始後、患者の同意を確認し、協力を要請した上で、速やかに各国の大使館・領事館に連絡することが望ましい。（患者が大使館や領事館への連絡に同意せず、患者が自分で判断できると判断された場合は、大使館や領事館への連絡はできない）。

国によっては、患者本人に判断能力がある場合、本人の同意書がないと大使館・領事館が円滑な支援・協力ができない場合がある。患者本人に判断能力がない場合は、診断書の提出が必要な場合がある。

日本の施設で精神科医療を受けている間にビザが切れる可能性があるかどうかは、主治医と患者または患者を介助する人との間で確認する必要がある。精神科治療中にビザが切れる可能性がある場合、主治医の診断に基づいて入国管理局が延長期間を決定します。この場合、本人（または支援者）、病院・診療所、大使館、入国管理局との緊密な連携が必要となる。

精神科医による問診

多文化間精神医学会のホームページには、外国人の診療に役立つ資料として、問診票（英語、イタリア語、オランダ語、スペイン語、台湾語、タガログ語、中国語、ドイツ語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語）が掲載されている。（<https://www.jstp.net/ForeignJapan.htm>）

また、厚生労働省では、説明文書や同意書の翻訳版、入院の流れに関する外国語資料を提供している。（https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/kaisei_seisin/youshiki.html）

精神科入院治療

精神科の入院治療が必要となった場合、入院形態、入院要件と同意者、費用負担者、入院に関する手続きなどの情報を共有する必要がある。

現在、日本の精神科施設における入院は、任意入院、措置入院、医療保護入院、応急入院に分けられる。

ここでは、入院の種類ごとに、入院の対象、要件、費用負担、手続きなどについて説明する。任意入院以外の入院については、厚生労働省が定める精神保健指定医の資格を有する精神科医の診察が必要である。

任意入院

対象者

- 精神障害により入院を必要とする者

要件

- 本人の同意が必要。精神保健指定医の判断は不要

費用（自己負担）

- 自己負担あり

入院に関する手続き

- 任意入院の法的背景は、入院時に告知される

医療保護入院

対象者

- 自傷他害のおそれはないが、精神障害により入院を必要とし、本人の同意により任意に入院できる状態にない者

要件

- 精神保健指定医1名が「療養保護のための入院が必要である」と診断すること
- 家族1名の同意があること

費用

- 家族または本人の負担

入院に関する手続き

- 日本国内に同意できる家族がいない場合、患者の居住地の市町村長が家族に代わって同意することは法律上可能である
- この場合、市町村長は入院費や治療費を負担しないので、費用負担の問題は別途明らかにする必要がある

措置入院

対象者

- 精神障害により、入院しなければ自傷他害のおそれがある者

要件

- 精神保健指定医2名が「措置入院が必要」と診断することに同意すること

費用

- 県が負担

入院に関する手続き

- 措置入院は都道府県知事の許可が必要
- 退院判定は医学的判断に基づくものであり、本人や介護者の申し出によることはできない